

登別市立青葉小学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」は、児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的また物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2. いじめの基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめはどの学校・学級でも起こりうるもの、いじめの問題に無関係ですむ児童はいないものであり、次の基本認識に立つ。

- (1) いじめは人間として絶対に許されない行為（人権侵害）であるという強い認識に立つ。
- (2) いじめ問題に対しては被害児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) 加害児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携に努め、一体となって取り組む。

3. いじめ防止の基本理念

- (1) いじめを許さない、見過ごさないという学校・学級風土作りに努める。
- (2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、学校組織として様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期対応のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく関係機関と協力して解決にあたる。
- (5) 学校と家庭・地域が協力して未然防止や早期発見、早期対応にあたる。

4. いじめ防止のための校内体制（いじめ防止対策委員会）

< 構成員 >

校長、教頭、生徒指導部長、教務主任、教育相談担当、学年主任、担任
特別支援教育コーディネーター、養護教諭

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

< 活 動 >

- ①いじめの早期発見に関すること（情報交換、アンケート調査、教育相談等）。
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。

< 開 催 >

- ・学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

5. いじめの未然防止のための基本事項

- ①朝の会や帰りの会をはじめ、教育活動全体を通じていじめ防止の指導を行い、いじめが起こらない学校・学級風土づくりに努める。
- ②道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ③児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。（日常的な活動、青空タイム、強化週間の設定等）
- ④学校行事、学級活動、異学年交流等で児童一人一人に活躍の場をつくり、児童同士の繋がりや絆を深める。
- ⑤学習規律や生活のきまりを徹底し、一人一人が生きる学習活動を展開する。

6. いじめの早期発見のための基本事項

- ①「いじめ防止対策委員会」を設置して定期的に児童の情報の収集、共有し、対応策を検討する。
- ②学期に1回の児童の「教育相談」、個人懇談週間（7月、12月）を実施し情報の収集を行う。
- ③年2回の定期的ないじめアンケート調査を実施（5月、11月）し、状況に応じて不定期にアンケートを行う。
- ④子ども理解支援ツール「ほっと」の活用による児童間、学級の状況把握を行う。
- ⑤職員終会を中心とした日常的な情報交換に努める。
- ⑥年3回の生徒指導対策会議での情報交流と共通認識に立ち、共通理解を図る。

7. いじめの早期解決のための基本事項

- ①いじめ問題を発見したときには、すみやかに「いじめ防止対策委員会」で対応を協議し、いじめ問題の早期解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害児童の心身の安全を最優先に考え、加害側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④被害・加害の保護者についても助言、指導を行う。
- ⑤学校内だけでなくＳＣなどと協力をして解決にあたる。
- ⑥被害児童の心の傷を癒すために、養護教諭やケースによってはスクールカウンセラーとも連携を取りながら、指導にあたる。

8. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、登別市教育委員会に速やかに報告する。
- ②登別市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

9. 取り組みの評価

- ・年間2回、学校評価時にいじめ問題への取組等についての点検・評価を行い、「いじめ防止基本方針」の改善を図る。
- ・いじめ防止地域協議会（学校運営協議会内に設置）を定期的に行い、いじめ解決に向けた取組に係る点検、評価、検討、情報交流を実施する。

10. その他

(1) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①PCや携帯電話、スマートフォン、ゲーム機でのインターネット使用時の児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ②ネットパトロール等を活用し、学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

月	項目 学校行事等	ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム	イ 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育(家庭・地域)と連動した体験活動との関連を図ったプログラム	エ (その他)道徳教育・人権教育・情報モラル教育との関連を図ったプログラム	備考
4	始業式 入学式	【通年】 「表現力」の指導の充実 道徳教育の充実	【通年】 教育相談の手法を取り入れた学級づくり	クラブ活動(4～6年)		生徒指導対策会議
5	全校朝会	「話し方・聞き方」ルールの掲示		ふれあい農園(2年)種まき モ植え PTA環境整備	・なくそう・ネットトラブル(携帯スマホ講習会:4～6年) ・携帯・スマホアンケートの実施	いじめアンケート 体力作り(長なわ)
6	全校朝会 運動会 遠足		みんなで仲よくする取組 ① ・全校遊び(学級委員会) ・異学年での遊び(遠足)	【通年】 スクールカウンセラー・SSW等との連携		いじめ対策会議 ほっと実施 教育相談
7	全校朝会 宿泊学習 終業式 (夏季休業)				防犯教室:(3年)	性指導(特活・保健)
8	始業式 全校朝会					学年学級交流会(学級経営案の見直し) 生徒指導対策会議 特別支援研修会
9	全校朝会 修学旅行			ふれあい農園(2年)収穫祭 世代間交流(1年)	人権教室(5年)	
10	全校朝会 学芸会				携帯・スマホアンケートの実施	いじめアンケート実施
11	全校朝会		みんなで仲よくする取組② ・ポスター作成(学級委員会) ・異学年遊び(体育委員会) ・全校クイズ(3役)			個人懇談 教育相談 いじめ対策会議 異学年読書交流
12	全校朝会			クラブ感謝の会		
1	始業式 全校朝会	長なわ大会				学年学級交流会(学級経営案の見直し) 生徒指導対策会議
2	全校朝会		6年生を送る会 ・6年生への感謝の寄せ書きづくり			年間活動計画の見直し・次年度の重点の決定
3	全校朝会 卒業式 終業式 (学年末休業)					